

地域連充実加算用レポート

在宅投薬（糖尿病薬）の電話連絡での確認作業同意について

この度、新規のお薬を服用に際して投薬（使用方法、投薬方法、手技、主な注意必要な副作用など）を説明しました。当薬局では、在宅にてお薬を服用開始後7日前後に、現状の投薬に関して電話連絡にて確認をすることで患者様が安心して治療できる体制を取っています。投薬後の確認連絡を取ることにに関して、患者様の同意が必要です。ご協力していただける患者様に限り、同意書にサインを下さい。

同意者； _____

電話番号； _____ (_____)

連絡日・時間帯 月 日 (日中大丈夫 , 時ごろ)

要旨：開局薬局の問題点は、投薬指導の中でも調剤後薬剤管理指導加算30点(月1回まで)糖尿病患者に対する調剤後のフォローアップを充実させ、重篤な低血糖による不利益(転倒、骨折、心血管リスク、救急搬送など)をなくすことではないかと考える。また、投薬指導後、すなわち在宅投与中の容態変化(副作用など)を確認するシステム作りが地域に根付いた開局薬局の意義となるのではないかと考える(図)。

対象患者等	実施内容	算定可能な場合	医療機関との情報共有
①糖尿病患者 ※ 糖尿病患者数： 224.0千人(外未)	調剤後に電話等により、服薬指導を行うとともに、服薬状況及び副作用の有無等の確認	①医師からの指示があった場合	お薬手帳や文書等により処方医にフィードバック
②対象薬剤： インスリン、SU剤		②患者又はその家族から申し出があり、医師の了解を得て行う場合	
		③退院時共同指導料を算定する患者の共同指導時に関係者から依頼があった場合	

※出典：平成29年患者調査



令和元年12月18日 中医協資料より引用

地域支援体制加算を届け出ている保険薬局において、新たにインスリン製剤等に係る投薬内容の変更が行われたものに対して、患者や保険医療機関の求めに応じて、患者の同意を得て、調剤後も当該薬剤の服用に関し、電話等によりその服用状況、副作用の有無等について患者に確認し、必要な薬学的管理及び指導を行うとともに、保険医療機関に必要な情報を文書等により提供する。

